省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第三条第一項の規定に基づき、並びに工場立地法を実施するため、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「都道府県知事（当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長）」を「市町村長（特別区の区長を含む。）」に改める。

第十二条中「都道府県（特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては、市）」を「市町村（特別区を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府、経済産業省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、及び同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府、経済産業省告示第二号）第一条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

一　組合の名称　みえ中小企業再生2号ファンド投資事業有限責任組合

組合の主たる事務所の所在場所　三重県津市栄町二丁目三百八十番地

無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社三重リバイタル

特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十九年二月二十四日

二　組合の名称　信州みらい応援2号ファンド投資事業有限責任組合

組合の主たる事務所の所在場所　長野県長野市大字南長野南石堂町千二百八十二番地十一

無限責任組合員の氏名又は名称　八十二キャピタル株式会社

特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十九年二月二十四日

○総務省告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書について、新党改革比例区第四支部に関し訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百四十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

平成26年解散分〔政党〕の部新党改革比例区第四支部のうち2中

「支出総額	6,770,940」を
「支出総額	7,170,940」に改める。

○総務省告示第五十四号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百一号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	平成二十九年二月七日
異動事項	新
異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本のこころ
異動事項	旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本のこころを大切にする党
本部の所在地	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号
本部の所在地	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号クリムゾン永田町ビル6F

○総務省告示第五十五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百二号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十七日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	平成二十九年二月七日
異動事項	新
異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本のこころ
異動事項	旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本のこころを大切にする党
本部の所在地	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号
本部の所在地	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号クリムゾン永田町ビル6F

○中央選挙管理会告示第三号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者今井絵理子の出納責任者松本成張から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年中央選挙管理会告示第一号（平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年二月二十七日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

三　報告書の要旨の部候補者今井絵理子の収入の項中

「自由民主党東京都参議院比例区第九十六支部	25,884,777」を
「自由民主党東京都参議院比例区第九十六支部	21,984,777」に、
「今回計	33,304,777
「今回計	33,304,777」を
「今回計	29,404,777
同部同候補者の支出の項中	29,404,777」に改め、
「印刷費	13,957,564（
「印刷費	14,012,478（
「今回計	33,304,777（
「今回計	33,304,777）
「今回計	33,359,691（
「今回計	33,359,691（

	0）」を
	0）」に、
	0）」
	を
	0）」
	に改める。

告　示

○内閣府、経済産業省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴